

令和3年 第2回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

(令和3年7月29日)

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 会議録署名議員の指名	3
日程第4 諸般の報告	4
日程第5 承認第1号 専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承 認について	5
日程第6 議案第6号 令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算	6
日程第7 議案第7号 令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	6
日程第8 議案第8号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算案(第1号)	13
日程第9 議案第9号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	13
日程第10 議案第10号 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情 報保護審査会条例の一部改正について	15
日程第11 同意第2号 副広域連合長の選任について	16
日程第12 同意第3号 監査委員の選任について	17
日程第13 一般質問	18
日程第14 請願第5号 後期高齢者に対する健康実態及び影響調査を求め る請願	24
請願第6号 「高齢者の窓口負担2倍化に伴う受診に与える影 響調査」を求める請願	24
請願第7号 後期高齢者に対する健康実態及び影響調査の実施 と法律廃止を求める請願	24
請願第8号 「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する 請願	24
閉会	28
会議録署名	29

日時・場所

令和3年7月29日(木) 午後2時00分

博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間

(福岡市博多区吉塚本町13番55号)

出席議員(28名)

1番 中村 義雄	2番 木畑 広宣	3番 有田 絵里
4番 尾花 康広	5番 山田 ゆみこ	6番 中山 郁美
7番 関 好孝	8番 松延 隆俊	9番 小林 義憲
12番 福田 浩	13番 加地 良光	15番 井上 澄和
16番 井本 宗司	17番 岡本 陽子	18番 原崎 智仁
21番 林 裕二	22番 松嶋 盛人	23番 月形 祐二
24番 笹栗 純夫	25番 木原 忠	26番 阿部 寛治
27番 森山 浩二	28番 岡崎 邦博	29番 井上 利一
30番 田頭 喜久己	31番 境 公雄	32番 渡邊 元喜
33番 新川 久三		

欠席議員(5名)

10番 西田 正治	11番 田中 純	14番 藤田 陽三
19番 高木 典雄	20番 有吉 哲信	

説明員

広域連合長	二場 公人	副広域連合長	三浦 正
事務局長	米田 昭彦	事務局次長	齋村 隆一
監査委員	田原 誓成	会計管理者	原 房枝
総務課長	河口 晴好	保険課長	齋藤 渉
健康企画課長	久保田 伸児		

議事補助員

書記	石松 昇	書記	青柳 詩帆
----	------	----	-------

議事日程・会議に付した事件

日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	諸般の報告

日程第5	承認第1号	専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について
日程第6	議案第6号	令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
日程第7	議案第7号	令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第8	議案第8号	令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)
日程第9	議案第9号	令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)
日程第10	議案第10号	福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
日程第11	同意第2号	副広域連合長の選任について
日程第12	同意第3号	監査委員の選任について
日程第13	一般質問	
日程第14	請願第5号	後期高齢者に対する健康実態及び影響調査を求める請願
	請願第6号	「高齢者の窓口負担2倍化に伴う受診に与える影響調査」を求める請願
	請願第7号	後期高齢者に対する健康実態及び影響調査の実施と法律廃止を求める請願
	請願第8号	「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する請願

■開会・開議（午後２時００分）

○議長（阿部 寛治） 皆さん、こんにちは。議長の阿部でございます。

開会に先立ち、議員の皆様申し上げます。事前にお配りした議案のうち、「人事案件関係」について、ページ番号に不備のある冊子がありましたので、改めて議案を卓上に配付しております。

また、皆様に申し上げます。本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いいたします。なお、議場内の換気を図るため、会議中も議場出入口を解放したままとするなど、通常とは異なる運営を行ってまいりますので、御了承ください。

それでは、ただいまから、令和３年第２回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、２５名でございます。議員定数は３４名で、定足数は１７名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

■日程第１ 議席の指定

○議長（阿部 寛治） 日程第１、議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、御着席の席をもって議席といたします。

■日程第２ 会期の決定

○議長（阿部 寛治） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決定しました。

■日程第３ 会議録署名議員の指名

○議長（阿部 寛治） 日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第７４条の規定により、２１番、林 裕二 議員、２７番、森山 浩二 議員を指名いたします。

■日程第4 諸般の報告

○議長（阿部 寛治） 日程第4、諸般の報告を行います。まず、議員異動の報告です。今回、新たに当選されました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月現金出納検査及び定期監査の結果報告です。お手元に配付のとおり、監査委員から「令和2年12月から令和3年5月までの例月現金出納検査の報告」及び「令和2年4月から令和3年3月までの定期監査の報告」がっております。

次に、債権放棄の報告です。令和2年度に放棄した債権については、お手元に配付のとおりです。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法の規定により、広域連合長その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

次に、広域連合長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 皆様こんにちは。広域連合長の二場でございます。

議員の皆様方におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、本県の後期高齢者医療制度につきましては、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な課題が生じましたが、構成市町村の皆様のご協力により、円滑かつ安定的に運営することができており、改めて感謝申し上げます。

さて、先般、国会において「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が可決・成立いたしました。今回の法改正では、一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口2割負担の導入が一つの柱とされております。後期高齢者医療制度を支える現役世代の負担が年々増すなかで、その負担軽減につながる今回の改正は、現在の社会保障制度を維持し、次の世代に引き継いでいく上でも、必要な改革と認識しております。

本連合会といたしましては、医療費窓口2割負担の導入に当たり、被保険者の皆様方に混乱が生じないよう、市町村の皆様と連携をして、十分な広報に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

本日の定例会におきましては、「専決処分の報告とその承認を求める案件」をはじめ、「令和2年度決算」、「令和3年度補正予算」及び「条例改正」など5件の議案と2件の人事案件を提出しております。後ほど、提案理由の説明をさせていただきますが、議員の皆様方におかれましては、御審議の程よろしく願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

■日程第5 承認第1号 専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について

○議長（阿部 寛治） 日程第5、承認第1号「専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） 事務局長の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、承認第1号につきまして、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、「専決処分の報告及び承認について」の1ページをお願ひいたします。

承認第1号は、「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

その理由でございますが、恐れ入りますが、4ページをお願ひいたします。

新旧対照表により御説明申し上げます。内容としましては、事務的な改正になります。右側の「旧」の欄を御覧ください。

第5条は、コロナに係る傷病手当金の支給について規定した条項ですが、その中で、アンダーラインに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の定義については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定を引用していました。

しかしながら、特別措置法の改正に伴い引用箇所が削除されたことから、左欄の「新」の欄のアンダーラインに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の定義を、引用によることなく、特別措置法の引用箇所の規定どおり、そのまま直接規定したものであります。

法改正に伴い、早期に条例改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和3年2月13日付けで専決処分を行ったものでございます。

2ページ目は、専決処分書、3ページ目は、条例改正文でございます。

以上、承認第1号についての説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） 承認第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

承認第1号「専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての報告及び承認について」を採決いたします。

本件については、承認することに、賛成の議員は起立願ひます。

（賛成議員の起立。）

御着席ください。全員賛成です。
よって、本件は承認されました。

■日程第6 議案第6号 令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算

■日程第7 議案第7号 令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○議長（阿部 寛治） 日程第6、議案第6号「令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び日程第7、議案第7号「令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の2件を、一括として議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第6号及び議案第7号について、一括して御説明させていただきます。

これらの議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度一般会計の決算及び後期高齢者医療特別会計の決算について議会の認定をお願いするものでございます。

本議案の説明につきましては、別冊の「決算議案書」及び「議案に関する説明書」の2冊を使用したいと思います。恐れ入りますが、両資料の御準備をお願いいたします。

まず始めに、議案第6号「令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」の内容について御説明いたします。

「決算議案書」の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、収入済額の欄を御覧いただきますと、1款「分担金及び負担金」3億3,042万2,329円及び、令和元年度の決算剰余金である7款「繰越金」2,166万6,671円が主なものであり、歳入決算の総額は、歳入合計の欄に記載のとおり、3億5,293万1,165円となっております。

次に歳出ですが、11ページの支出済額の欄を御覧いただきますと、2款「総務費」の3億3,098万3,892円が支出の主なものであり、歳出決算の総額は歳出合計の欄に記載のとおり、3億3,156万2,040円となっております。

10ページの表の欄外に記載のとおり、歳入歳出差引残額は、2,136万9,125円であり、これが令和2年度一般会計の実質収支額となります。

別冊資料「議案に関する説明書」で一般会計歳入歳出決算の主な内容を御説明いたします。その3ページをお願いします。

先ほど説明いたしました収入の「分担金及び負担金」は、2の「主な収入」に記載

のとおり、市町村負担金であります。

主な支出としましては、3に記載のとおり、市町村等からの派遣職員にかかる人件費相当額を派遣元自治体に対して負担する職員給与関係費や、業務運営に必要な財務・会計・財産管理関係費、広報関係費、議会運営関係費となっています。

なお、参考として前年度決算額との対比を括弧書きで記載しております。

続きまして、議案第7号「令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の内容について御説明いたします。

「決算議案書」にお戻りをお願いします。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入としましては、収入済額の欄を御覧いただきますと、1款「分担金及び負担金」の1,332億9,734万5,036円、2款「国庫支出金」の2,605億4,632万9,248円、3款「県支出金」の646億3,202万7,681円、4款「支払基金交付金」の2,973億9,611万4,327円が主なものであります。

これに、8款で示しています運営安定化基金からの繰入金6億9,135万円や令和元年度決算剰余金である9款「繰越金」149億8,067万58円などを加えた歳入決算の総額は、歳入合計の欄に記載のとおり7,727億4,633万6,254円となっております。

次に22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出としましては、23ページの支出済額の欄を御覧いただきますと、2款「保険給付費」の7,310億4,168万2,910円、4款「保健事業費」の9億2,635万1,137円、国県負担金の前年度精算に伴う返還金などを計上した7款「諸支出金」の70億1,130万9,123円などが主なものであり、歳出決算の総額は歳出合計の欄に記載のとおり7,404億342万1,286円となっております。

22ページの表の欄外に記載のとおり、歳入歳出差引残額は、323億4,291万4,968円であり、これが令和2年度後期高齢者医療特別会計の実質収支額となります。

別冊の「議案に関する説明書」で、特別会計における歳入歳出決算の主な内容を御説明いたします。その4ページをお願いいたします。

「主な収入」としましては、まず後期高齢者交付金は、先ほど説明いたしました「支払基金交付金」のことで、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。これは「現役世代からの支援金」という性質のものになります。

国庫支出金、県支出金につきましては、療養給付費等に対する国県からの負担金が主なものであり、市町村負担金につきましては、市町村からの事務費、保険料及び療養給付費の各負担金の合計であります。

3の「主な支出」ですが、保険給付費が前年度と比べ、228億円余り減少しています。これは、率にして約3%の減少であり、主な要因は新型コロナウイルス感染症

の影響に伴う受診控えが考えられます。

保健事業では、前年度より2億円余り増加しておりますが、これは「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の本格運用を開始したことによるものです。

その他、レセプト点検関係費や特別高額医療費共同事業拠出金などが主なものとなります。

なお、このページ上段、1の(3)の収支額の323億4,291万5千円の中には、国・県・支払基金等からの負担金の超過分として令和3年度に返還すべき額が225億5千万円余り入っており、これを差し引いた約98億円が令和2年度における後期高齢者医療特別会計の実質的な黒字額となります。

以上が令和2年度決算の概要ですが、決算に係る附属資料として、地方自治法第233条第5項の規定により、「主要施策の成果の説明書」を併せて提出しておりますので、御参照いただければと思います。

議案第6号一般会計歳入歳出決算及び議案第7号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、監査委員から報告を求めます。田原監査委員。

○監査委員（田原 誓成） 監査委員の田原でございます。監査報告を行います。

去る7月6日に、令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について監査を実施いたしました。

監査に当たりましては、毎月、出納状況について検査を実施しますとともに、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係法令に基づいて作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかに着目し、関係諸帳簿及び証拠書類の検討と併せて関係職員から内容を聴取しました。

監査の結果、令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は関係法令等に基づいて整備され、適正に作成されていると認められました。詳細は、別添の審査意見書を御参照いただきたいと思います。

なお、今後も、被保険者数や保険給付費の増嵩が見込まれる中、広域連合においては、被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう健全な財政運営や効率的な組織管理を通じ、制度の適切な運営に努められることを要望し、監査報告といたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 議案第7号について、質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質疑を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答

弁時間を除き、3回合計で、10分以内としますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 皆さんこんにちは。福岡市議会の中山郁美でございます。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、闘病中の方々にお見舞い申し上げます。また、各種医療現場において、命を守るために日夜御奮闘いただいている関係者の皆様へ、心から感謝を申し上げます。

私は、議案第7号、令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

後期高齢者医療制度については、制度開始から14年目を迎えていますが、福岡県における1人当たり保険料は、一貫して全国トップレベルの高さであり、大問題となってきました。今般、新型コロナの影響は全年齢層に及び、経済・生活面に大きな打撃を与えており、本県においては、高い保険料負担の軽減は、高齢者の切実な願いとなっております。

そこで決算年度において、1人当たりの保険料はいくらか、お尋ねいたします。

今回決算においては、収支差が約323億円とのことであり、例年にない大きな額となっております。しかしこの額は、国への交付金の返還など、各種精算を行う以前の額であり、精算後の額が実質的剰余金となるものであります。先ほども説明がありましたけれども、実質的剰余金は幾らになる見込みなのか、改めてお尋ねします。また、その金額が生じた理由について、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、説明を求めるものであります。あわせて、この剰余金の活用方法についてお尋ねします。

次に、運営安定化基金についてです。本県においては、剰余金が生じた場合、この基金に積み立て、後期高齢者医療の円滑な運営のために活用するとされており、これまでは、保険料の上昇を抑える目的でも活用されてきました。

そこで、決算年度における残高に、今年度新たに積み立てる額を合わせれば、幾らの残高になるのか、その見込みについて答弁を求めます。

以上で、一問目を終わり、2問目以降は、発言席にて行います。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（阿部 寛治） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） 事務局次長の齋村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、一人当たり保険料額についてお答えいたします。

令和2年度における一人当たり保険料は、79,518円となっております。

次に、実質的剰余金の額及びそれが生じた理由についての御質問にお答えいたします。

令和2年度特別会計決算における歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は32億3,291万5千円となっており、この実質収支額から国・県・市町村・社会保険診療報酬支払基金へ返還する精算金を差し引いた実質的剰余金は、97億8,960万4千円と

なっております。この実質的剰余金の額は、令和2年度特別会計歳出総額7,404億342万1千円との対比では1.32%となっており、前年度実績よりやや高くなっておりますが、その理由については、新型コロナウイルス感染症に対する予防行動としての受診控えや、緊急事態宣言の発令による外出控えも影響していると考えております。

続きまして、実質的剰余金の活用方法及び運営安定化基金の令和3年度末の残高見込みについてお答えします。

実質的剰余金は、保険料率試算時における国通知により、保険料率算定に当たって全額を活用すべきとの国の助言もあり、令和4年度から令和5年度までの第8期においても、全額を活用することとしております。また、運営安定化基金の令和3年度末残高は125億円を見込んでおります。

以上でございます。

○6番(中山 郁美) 議長。

○議長(阿部 寛治) 6番、中山 郁美 議員。

○6番(中山 郁美) 2問目に入ります。

実質的剰余金については、98億円、その生じた理由については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、被保険者が予防行動として外出控えをすることとなり、医療機関への受診控えにもつながったこと、こういった点が述べられました。決算年度においては、最初から最後まで、新型コロナの影響下にある年度です。2回にわたる緊急事態宣言をはじめ、まん延防止措置の実施など、不要不急の外出や会合などの自粛が呼びかけられたことをはじめ、人と人との接触そのものを極力避けることが社会全体に求められるなか、介護施設に入所したり、医療機関に入院したりしている高齢者には、面会さえできない状況になるなど、これまで経験したことのない苦労が高齢者を襲っています。また、感染すれば重篤化しやすいと言われる75歳以上の高齢者や障害者の生活は、外出をしないことを基本として考えられるように、大きく変容しました。友人との旅行やカラオケ、スポーツなど、健康増進のための活動などをことごとく制限され、まさに生きがいそのものを奪われ、大きな精神的ストレスや、将来への不安を抱えることを余儀なくされてきたのであります。そのようななか、もともと高齢者にとって大きな経済的負担でもあり、精神的な負担にもなってきた保険料について、どうなっているのか。答弁によると、1人当たり保険料については、7万9千円余とおっしゃいましたけれども、これは特例軽減の影響を含めると、8万2千円を超えるというのが実態になっている。82,509円、事前に頂いた資料ではそのようになっている。これは国がこの間、無慈悲に強行してきた軽減特例の縮小・廃止の影響、この反映、そして制度発足当初からすると、なんと約1万円もの引上げとなる、史上最高の額であります。私はついに、8万円を大きく超えたことに、怒りを覚えます。コロナ禍の1年、高齢者から寄せられる相談は、生活困難や生活不安に直面したものが、明らかに増えております。2人とも後期高齢被保険者である、ある夫婦

は、その子供世代がコロナによるシフト削減で大きな減収となり、孫の大学学費等が賄えなくなったために、なけなしの預金を崩して支援している。しかし、もう限界がきたので、何かいい手だてはないかという相談も寄せられます。また、80代のある単身女性は、現役世代のときには一生懸命働いて、一定の貯えをしてきたが、年金保険料を払っておらず、老後は預貯金が生活費となっている。元気だから施設入所もせず頑張ってきたが、医療、介護も保険料が取られ続け、気づいたら残高が僅かとなり、自分の人生も終わらせないといけないかなと思っている、こういう切ない心情を吐露されました。コロナとの戦いとも一年余り、高齢者医療の被保険者世代に対し、何か救いや希望となる支援策がとられてきたのか。これは、まともなものではなかったと言わなければなりません。にもかかわらず高齢者は、多くの財産を持っているかのような、実態と違う描き方をされ、史上最高額となる保険料がむしり取られてきたのであります。

そこで、この保険料は被保険者の生活を圧迫してきたのではないか、御所見を伺います。

次に、運営安定化基金についてです。決算年度の2020年度末においては、120数億円、こういう答弁がありました。また、これとは別に、県が作っている、後期高齢者医療財政安定化基金が、実は62億円積みまわっておりますが、ここ7年間、何も活用されないまま、温存されております。この基金は、保険料の上昇抑制を図るために活用されるべきものであり、これだけでも取り崩し活用すれば、70万人の被保険者、1人当たり保険料が1万円近く引き下げられたのであり、史上最高額保険料に到達することは避けられたのであります。運営安定化基金についても、現状で120億円以上積み上がっているというのは、これは必要な使い方を怠ってきたからだと言わなければなりません。

そこで、決算年度においても、運営安定化基金や財政安定化基金の活用が、不十分だったのではないか、御所見を伺います。併せて、実質剰余金は、高齢者が納めた保険料が使った医療費よりも多かったために余ったものであり、本来被保険者に、速やかに還元すべきものだと思いますが、御所見を伺います。以上で2問目を終わります。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） まず、保険料が被保険者の生活を圧迫してきたのではないか、との御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度における保険料額は、負担能力に応じた所得割額と、被保険者全員に均等に負担していただく均等割額で構成されております。所得割額は所得に応じて算出しております。一方、均等割額は、所得の低い方に配慮して、7割軽減、5割軽減、2割軽減といった軽減措置を設けておまして、令和3年度においても全被保険者の69.4%の

方が均等割額の軽減措置の適用を受けております。保険料の決定に当たっては、負担能力に応じた所得割額や均等割額の軽減措置により、被保険者の生活に十分配慮して、適切に算定を行っております。

次に、運営安定化基金及び財政安定化基金の活用が不十分だったのではないかとの御質問にお答えいたします。

運営安定化基金については、令和2年度から令和3年度までの第7期において、均等割額の7.75割の軽減特例から軽減措置の本則である7割軽減への移行に伴う保険料の増額を抑制するため、計画的に取り崩して活用しており、第7期の保険料率は第6期を下回っております。国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県が管理する財政安定化基金については、保険料の収納実績が予定より不足することが見込まれ、かつ、給付費が見込以上に増大すると見込まれる場合、及び、県が保険料率の増加の抑制のために必要と認める場合に限り、活用できることとなっています。そのため、第7期では基金の処分要件には該当せず、活用には至っておりません。

次に、実質的剰余金の主な原資は保険料であり、被保険者に還元すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、実質的剰余金は、令和4年度から令和5年度までの第8期においても、全額を活用することとしております。

以上です。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 3問目に入ります。

保険料の額については、適切に決めてきたとして、高すぎることも、被保険者の生活を圧迫してきたことも認められませんでした。この認識を改めていただかなければなりません。この間、高齢者の生活にとって、頼みの綱である年金の給付額は減らされるばかりであり、暮らせない年金の実態は深刻になるばかりです。75歳以上である被保険者が、その不足分を就労で補うことは、至難の業であります。一方、出ていくお金は増えるばかりです。消費税も上げられ、物価は上がり、収入が減っている子供や孫の世代をも支えなければならない、そのような高齢者に対し、1人当たり年間8万円もの保険料を課すのは、余りにも酷だと言わなければなりません。したがって、来年度、保険料の設定に当たっては、今回の実質剰余金、これは全額充てるとおっしゃいましたが、確実にやるとともに、多額に積み上げた二つの基金を最大限活用して、大幅に引き下げるべきではないか、答弁を求め、私の質疑を終わります。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） お答えいたします。

実質的剰余金につきましては、先ほども答弁いたしました。令和4年度から令和5年

度までの第8期においても、全額を活用いたします。

運営安定化基金については、団塊の世代が被保険者となり始め、将来に向かって医療費の増大が見込まれる中で、調整財源として計画的に活用する必要があると考えています。

財政安定化基金については、先ほど答弁したとおり、処分要件が限定されておりますので、慎重に検討・協議してまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 通告のございました質疑は、以上です。これにて質疑を終わります。討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第6号「令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」を採決いたします。

本件について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございました。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第7号「令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を採決いたします。

本件について、原案のとおり認定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございました。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

■日程第8 議案第8号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）

■日程第9 議案第9号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

○議長（阿部 寛治） 日程第8、議案第8号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）」及び、日程第9、議案第9号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第8号及び議案第9号について、一括して御説明させていただきます。恐れ入りますが、別冊の予算議案書をお願いいたします。

まず始めに、議案第8号について御説明いたします。5ページ目をお願いいたします。

令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出それぞれ2,136万9千円を増額して、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,753万2千円とするとともに、債務負担行為を追加するものでございます。

補正予算の内容について御説明させていただきます。14ページ、15ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目「繰越金」を2,136万9千円増額いたします。これは、令和2年度一般会計の決算額の確定に伴い、剰余金を全額、前年度繰越金として計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。16ページ、17ページを御覧ください。

2款1項1目「一般管理費」を2,136万9千円増額いたします。これは、令和2年度一般会計の決算確定に基づく、市町村事務費負担金の精算に伴う返還金でございます。

ページを戻りまして7ページをお願いいたします。

新たに追加いたします、「コールセンター運営委託料」の債務負担行為でございます。この委託業務は、後期高齢者医療制度に対する被保険者からの各種問い合わせにきめ細かに対応し、円滑な事務処理及び継続的な効果を確保するため、5年間の長期契約とするとともに、入札等の契約行為を現契約の最終年度である令和3年度中に実施する必要があることから、新たに債務負担行為を追加するものであります。なお、期間は、令和4年度から令和8年度までで、限度額は1億7,069万9千円でございます。

続きまして、議案第9号について御説明いたします。21ページをお願いいたします。

「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、歳入予算及び歳出予算に、それぞれ227億6,588万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,992億4,459万7千円とするものでございます。

補正の内容について御説明いたします。28ページ、29ページをお願いいたします。

歳入の2款2項1目「調整交付金」は、窓口2割負担の広報やマイナンバーカード普及促進に要する経費について、国から特別調整交付金として交付されることから、歳出予算と同額の2億1,257万1千円を増額するものでございます。

次に、8款1項1目「繰越金」を225億5,331万1千円増額いたします。これは、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算額の確定に伴い、国、県、市町村等に返還するための剰余金を前年度繰越金として計上するものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。30ページ、31ページをお願いいたします。

1款1項1目「一般管理費」を2億1,257万1千円増額いたします。これは歳入で説明いたしました、窓口2割負担の広報やマイナンバーカード普及促進に要する経費でございます。

次に、7款1項3目「償還金」を225億5,331万1千円増額いたします。これも歳入で説明いたしましたとおり、令和2年度後期高齢者医療特別会計の決算確定に基づき、国、県、市町村等への医療給付費等の負担金及び補助金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） 議案第8号及び議案第9号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

まず、議案第8号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）」を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第10 議案第10号 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

○議長（阿部 寛治） 日程第10、議案第10号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第10号について、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、条例議案の1ページをお願いいたします。

議案第10号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」の提案理由でございますが、資料の3ページをお願いいたします。

新旧対照表により御説明いたします。

この条例改正も、事務的なものとなります。右の「旧」の欄を御覧ください。第3条は、審査会の所掌事務を規定した条項で、その中の第4号のアンダーラインの部分ですが、出だしの「前2号」が、第1号と第2号を指しているため、第4号を第3号と入れ替えます。その上で、現在は個人情報保護条例の記載しかありませんが、左の「新」の欄の、第3号のアンダーライン部分に記載していますように、情報公開条例を追加し、それぞれの条例において、審査会の権限に属させられた事項を明確にするため、規定した条項を、一つひとつ示すものでございます。

2ページは、条例改正文でございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

○議長（阿部 寛治） 議案第10号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

議案第10号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第11 同意第2号 副広域連合長の選任について

○議長（阿部 寛治） 日程第11、同意第2号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） それでは、同意第2号について、御説明いたします。

恐れ入りますが、議案「人事案件関係」の1ページをお願いいたします。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、副広域連合長の選任について、三浦 正 氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

三浦 正 氏は、現、篠栗町長であり、福岡県町村会の副会長でございます。また、当広域連合の運営調整会議の委員として、御尽力いただいております。副広域連合長として適任と存じます。経歴につきましては、議案に添付しております履歴書のとおりであります。

何とぞ、御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 同意第2号について、質疑及び討論の通告はございませんので、

これより採決いたします。

お諮りします。本件について、原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第121条の規定により、三浦 正 副広域連合長の出席を求め、挨拶を受けたいと思います。

○副広域連合長(三浦 正) 皆様、こんにちは。ただいま副広域連合長として選任の同意を賜りました、篠栗町長の三浦でございます。

福岡県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長を仰せつかり、その職責を十分に果たすことができるよう力を尽くしてまいり所存でございます。

令和4年度には、団塊の世代が後期高齢者の年齢に達し、後期高齢者医療費の大幅な増大が見込まれるなか、被保険者の皆様が安心して必要な医療サービスを受けることができるよう、二場広域連合長とともに、市町村の皆様方としっかり連携を深めながら、後期高齢者医療制度の円滑で安定した運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、何とぞ、御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、副広域連合長就任の挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

■日程第12 同意第3号 監査委員の選任について

○議長(阿部 寛治) 日程第12、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、30番、田頭 喜久己 議員の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

二場広域連合長。

○広域連合長(二場 公人) それでは、同意第3号について、御説明いたします。

恐れ入りますが、議案「人事案件関係」の2ページをお願いいたします。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議員から選任する監査委員について、田頭 喜久己 議員を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

田頭議員は、現、筑前町長であり、これまでも当広域連合の監査委員として、御尽力いただいております。引き続き、監査委員として選任したいと存じます。経歴につきましては、議案に添付しております履歴書のとおりでございます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 同意第3号について、質疑及び討論の通告はございませんので、

これより採決いたします。

お諮りします。本件について、原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、本件は原案に同意することに決定しました。

退席中の田頭 喜久己 議員の入室を許可します。

■日程第13 一般質問

○議長(阿部 寛治) 次に、日程第13、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して議長とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き3回合計で15分以内としますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

6番、中山 郁美 議員。

○6番(中山 郁美) 私は、いわゆる高齢者医療費2倍化法及び、新型コロナの影響に伴う保険料の減免について、一般質問を行います。

まず、高齢者医療費2倍化法についてです。先月、参議院本会議において、後期高齢者の病院窓口負担を2倍に引き上げる健康保険法等改定が、自民党、公明党などによって強行成立しました。

現在の1割負担を2割へと2倍に引き上げることについては、当事者をはじめ、多くの医療関係者、医療団体、高齢者団体等から反対の声が上がっているなか、国会における数の力で強行されたことは極めて問題であり、本連合議会において、繰り返し法に反対し、国への意見書を求める請願が提出され、審議してきました。また、私自身もこの問題を繰り返し求め、広域連合当局の姿勢を問うてきました。その中で、連合としては、慎重かつ十分な審議を求めることなどを、国に要望している旨の答弁がされてきました。しかし、今回、慎重でもなく、十分な審議も行われないうまま、コロナ禍のまっただ中で、今回強行的に採決・成立させられたのであります。

そこでまず、国民や野党の反対を押し切って、同法案が国会で可決・成立させられたことについて、広域連合としての御所見を伺います。

この法律については、来年度の半ばから実施されようとしております。しかし、関係団体が行った対象者へのアンケート結果が、専門家からの指摘によって、経済的負担増による受診抑制が生じる問題や、現役世代にも大きな負担となる問題などが指摘されてきました。

そこで、広域連合としては、2倍化が実施された場合、どのような影響が出ると考えているのか、答弁を求めます。

次に、新型コロナの影響に伴う保険料減免についてです。

新型コロナの影響は、全世代に及び、年金収入以外の収入のある75歳以上被保険者にも、収入減や支出増などの深刻な影響を与えております。昨年、コロナ禍に突入してから、その実態を踏まえ、後期高齢者保険料等の減免を求める団体や、国民の声に押され、前年比3割以上の減収などの要件を満たす場合、保険料を減免する制度がつけられました。これは重要な措置であり、適用された方々からは、随分助かる、など喜びの声が上がっております。しかしこの減免は、自動的に行われるものではなく、あくまでも本人の申請と、審査によるものとなっております。

そこで、後期高齢者医療保険料について、コロナ減免の周知方法及び、2020年度中の減免件数及び1件当たりの平均減免額について説明を求めます。

以上で1問目を終わり、2問目以降は発言席にて行います。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（阿部 寛治） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） まず最初に、「健康保険法等改定について」お答えします。

まず、改正法の成立についての所見でございますが、今回の法改正に当たって、国では、総理が議長となり、関係閣僚や有識者で構成される全世代型社会保障検討会議が、令和元年9月から令和2年12月まで1年3か月をかけて12回開催され、その間、厚生労働省所管の社会保障審議会医療保険部会でも10回議題とされており、有識者をはじめ医療関係団体、保険者、経済団体、自治体、市民団体等の各代表者により議論が重ねられた上で、「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定され、それを踏まえて、衆参両院での審議を経て改正法が成立したものと認識しております。

次に、窓口負担割合の見直しを実施された場合の影響についての見解でございますが、窓口負担割合が2割となる方は、一定の所得がある所得上位者であり、また、施行後3年間は、配慮措置が実施されることとなっており、影響を最小限に抑えるよう国において制度設計がなされていると考えております。

引き続き、「新型コロナの影響にともなう保険料減免について」お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る減免の周知方法、2020年度中の件数及び1件当たりの平均減免額についての御質問でございますが、まず、減免制度の周知方法については、本広域連合のホームページをはじめ、市町村や県の広報紙、広域連合が被保険者に送付する医療費通知を活用した周知を行っているところでございます。

次に、2020年度中の減免件数については、1,484件、1件当たりの平均減免額は59,837円となっております。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 2問目に入ります。

まず、法の成立について、国会で判断された、こういう答弁をされました。そして、この会議の冒頭にですね、連合長が挨拶されましたけれども、この法については、必要な改革だと述べられました。そして混乱が生じないよう広報に努めるという立場をおっしゃいました。これはですね、これまでのこの広域連合の、度々国に対して要請してきた中身と違うのですね。もう一旦通ってしまったら、これは仕方がないことだ。これではですね、被保険者の思いに応えることはできませんよ。無責任だと思います。少なくとも、広域連合から厚生労働大臣宛てに、繰り返し要望しているわけです。この中では、制度の根幹である高齢者が、必要な医療サービスを受ける機会の確保という観点から、今般も高齢者の生活実態や、新型コロナウイルスの感染拡大など、様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねること、こういう表現でですね、昨年11月に出示されたものですよ。これは大事な要望だったと、私思っております。この要望がですね、踏みにじられているという状況になったわけです。コロナの影響も踏まえ、慎重でも十分でもない議論で強行可決された、これはですね、連合としても、怒（おこ）るべき、怒（い）か）るべき事態だと思います。不十分な議論の中だけでも、様々な問題が浮き彫りとなりました。例えば平均でも、1人当たりの負担増は年間3万4千円にのぼり、医療機関を頻繁に利用しなければならぬ重症者ほど大きくなり、10万円以上になる人も、なんと1万2千人にのぼることも明らかになっている。厚労省自身も受診控えによって、年間医療給付費が1,050億円も減少するという試算をしていることが明らかになりました。このような状況を見れば、この悪法が実施されれば、被保険者の受診抑制を生み、健康悪化や重症化を引き起こすのは明らかだと思いますが、御所見を伺います。

影響はそれだけではありません。高齢者の生活にももたらします。私のところにも、78歳の方から相談がありました。なけなしの年金で生活している方ですが、現在の1割負担でも、糖尿病の治療に要する負担が大きく、医療費だけでも補助してくれる制度はないものかというものです。生活保護基準は上回っているため、医療扶助の対象にはなりません。残念ながら、この方の場合、わずかな医療機関しか行っていない、無料低額診療を利用しない限り、この願いに沿ったことができない。使える制度は見つかりませんでした。遠方の医療機関まで通うことは、大きな負担となるため、この無料低額診療も、この方は使わないということをおっしゃいました。足りないときには子供さんから援助を受けて、何とか治療を続けているし、今後もそうするしかないですねとおっしゃってます。このような方がですね、窓口負担2倍払わなければならないことになると、どんなことになるか。治療はですね、受けなければ、この方の場合死に至ります。今よりも、2倍窓口負担が絞り取られるか、生活保護基準以下の水準になるわけです。絞り取られるようにして保険料を払うのか、医療を受けるのをやめるのか、どちらかを迫られるわけです。このような世帯が数々生み出されることになる。したがって、この法に沿って来年から実施されれば、窓口負担が負担能力を超えた負担となり、受診することによって、生活困窮を引き起こす要因になるのではないかと、御所見を伺います。また、

親の世代が払えなくなる医療費負担を補填するために、現役世代にも重い負担が及ぶことになるのではないかと、御所見を伺います。

次に保険料減免についてです。件数と金額については、1,484件で59,837円と答弁されました。一定の規模で減免が行われているわけですが、しかし、全体の被保険者の数からすると、受けられる世帯が申請さえしていないのではないかと。このような疑念は拭えません。私も何人かの被保険者に、減免適用されないか、調べたかどうかというのを尋ねましたが、この制度を知らない方がほとんどでした。せっかくすべての被保険者に送付される、お知らせパンフというのがありますよね。こういうやつですよ。このお知らせパンフ、これに記載されているものだと思って、めくってみましたけれども、残念ながら、このコロナによる減免の記載がないんですね。

そこで、なぜコロナの影響を受けた場合の減免制度について、お知らせパンフには記載をしないのか、お尋ねをします。

答弁では、広域連合のホームページなどに記載して、十分周知できているかのように言われます。しかし、まだまだ75歳以上の被保険者自身が、ネット上で必要な情報を得るといえるのは、多くありません。どうしても紙媒体での情報に頼る方が多いのが実態であります。それは、コロナワクチン接種の予約について思い起こしてみれば、高齢者の場合オンライン申請が困難で、電話予約が殺到した、これは福岡市なんですけど、この実態を見ても明らかではないでしょうか。

そこで、ネット情報が十分届かない高齢者の現状では、ホームページへの記載だけでは減免対象者への周知が行き渡っていないのではないかと、御所見を伺います。

以上で2問目を終わります。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） まず、「健康保険法等改定について」お答えいたします。

窓口負担割合の見直しに係る受診抑制、健康悪化や重症化についての御質問及び、受診に係る生活困窮についての御質問でございますが、2割負担の導入の対象となる見込みの方は、現役並み所得者を除き、被保険者の約20%を占める所得上位者であり、また、施行から3年間は1か月分の負担増が、最大でも3千円に収まるようにする配慮措置が設けられ、配慮措置の対象者は外来における長期頻回受診者の8割が該当するなど、必要な受診が抑制されることがないように国において制度設計がなされております。

したがって、受診抑制やそれに伴う健康悪化や重症化を引き起こさないよう、また、受診が生活困窮を引き起こさないよう配慮されていると考えております。

次に、現役世代にも重い負担となるのではないかと、との御質問ですが、窓口負担割合の見直しは、後期高齢者に対する支援金を負担している若い世代について、負担額が年々増加しており、その増加額を少しでも抑制することを目的としており、一定の抑制効果が見込まれています。

窓口負担が2割となる一定所得以上の被保険者に対しては、若い世代が後期高齢者医療制度を支えていることについて周知を図り、若い世代の負担増を抑制し、全ての世代が相互に支え合い、必要な財源を確保する社会保障の仕組みとすることについて、理解を得ていくことが必要だと考えております。

引き続き、「新型コロナの影響にともなう保険料減免について」お答えいたします。

「お知らせパンフ」に記載しない理由につきましては、パンフレットの作成時点において、国からの財政支援の継続や、対象者・算定要件の考え方が示されていなかったため、令和3年3月発行分への掲載を見合わせたものでございます。

減免対象者に対する周知、広報につきましては、市町村や県との広報における連携のほか、保険料納付に関する窓口相談の機会を捉えて案内するなど、対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○6番(中山 郁美) 議長。

○議長(阿部 寛治) 6番、中山 郁美 議員。

○6番(中山 郁美) 3問目に入ります。

まず、2倍化法についてです。実施された場合の影響について、被保険者の受診抑制についても、生活困窮についても、正面から向き合わない答弁に終始されました。所得上位者ですね、高額所得者からお願いするわけで、影響は少ないとおっしゃいました。200万円を線引きをしてね、それが高額だという考え方自体が、実態を把握してないんですよ。高齢者への医療を保障する責任を放棄していると言われればなりません。国が配慮しているとおっしゃいましたけれども、これもですね、現場の声をまともに聞かないでね、机上の都合のいい計算でやってるわけですよ。もちろん、国会で成立したわけですが、被保険者に直接関わる本広域連合こそが、被保険者の苦しい叫びやつぶやきを把握して、国に意見すべきではありませんか。実態もつかまない、声も上げない、これでは国の出先機関と同じではありませんか。地方公務員で構成される広域連合は、そうではないはずですよ。

したがって、実施が強行された場合の影響を広域連合として調査するとともに、実施は中止するよう国に求めるべきではありませんか。責任ある答弁を求めるものであります。

次に、保険料減免制度についてです。全員への周知はですね、実質できてないということをお認めになったわけですが、しっかりと広報しないとですね、減免額を抑制するためなのかと疑われてしまいます。コロナのもとで救いを求める高齢者に、せっかくの制度を届けて活用してもらおうよう、努力をしていただきたいと思います。相談があった場合に説明するとかいうんじゃないでね、これは該当する方すべてがそういう情報を得た上で、対応できるように、すべての被保険者に網をかけて、広報周知しなければならない。知らない方がね、知られた場合、これはよかったときと喜ばれると思

ます。

したがって、デジタルに不慣れな高齢者にも情報が届くよう、全被保険者に減免についての案内文書を追加で郵送すべきではないか答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） 第3質問のうち、「新型コロナの影響にともなう保険料減免について」を、私の方からお答えさせていただきます。

全被保険者への案内についてですが、様々な広報手段や機会を捉えて広報に努めておりますが、特に被保険者に送付する医療費通知を活用することで、令和2年7月及び11月にそれぞれ約70万件、全被保険者の94%を超える方々に周知することができております。今後とも、市町村や県と連携しながら周知広報に努めてまいりたいと考えております。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（阿部 寛治） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 最後に、「健康保険法等改正」について、私の方からお答えいたします。

窓口負担の見直しを行った場合の影響調査についてでございますが、このたびの法改正に当たっては、窓口負担割合の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握することなどを求める、参議院厚生労働委員会の附帯決議があったことは存じております。法の施行に伴う国民への影響の把握に関しましては、附帯決議を踏まえ、国において適切に対応すべき事務であると考えています。47都道府県の広域連合のうち、一つの県の広域連合による独自の調査では、国の事務である法改正や制度の見直し等には結びつかず、調査結果を有効に活用する手段もないと考えます。また、調査には高度の専門性が必要と推測される上、外部委託に必要な制度設計の詳細が国から示されておらず、予算措置もできていない状況では、広域連合による調査は現実的ではありません。

そのため、本広域連合独自に影響調査を行うことは考えておりません。

次に、窓口負担割合の見直しの中止を国に求めるべきとの御質問につきましては、この度の窓口負担の見直しは、後期高齢者医療制度を支えている若い世代の負担増を抑制し、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う、持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代へ引き継いでいくために必要な制度改革だと認識しております。

したがって、本広域連合といたしましては、国に対して法改正等を求める考えはありません。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 通告のございました質問は以上でありますので、これにて一般質問を終わります。

- 日程第14 請願第5号 後期高齢者に対する健康実態及び影響調査を求める請願
- 日程第15 請願第6号 「高齢者の窓口負担2倍化に伴う受診に与える影響調査」を求める請願
- 日程第16 請願第7号 後期高齢者に対する健康実態及び影響調査の実施と法律廃止を求める請願
- 日程第17 請願第8号 「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する請願

○議長（阿部 寛治） 日程第14、請願第5号「後期高齢者に対する健康実態及び影響調査を求める請願」から日程第17、請願第8号「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する請願」までの4件を一括して議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 紹介議員になっておりますので、請願4本につきまして、その趣旨及び請願項目について説明をさせていただきます。

まず、請願第5号についてであります。

福岡・佐賀民医連共同組織連絡会、代表者である吉久 安則様からの請願であります。後期高齢者に対する健康実態及び影響調査を求める請願です。この請願については、請願趣旨を読み上げさせていただきます。

6月4日の参議院本会議で、後期高齢者の医療費負担を1割から2割へ引き上げる「医療制度改革関連法」が強行採決されました。単身世帯の年収200万円以上、複数世帯の合計年収320万円以上を対象とし、全体の約20%にあたる約370万人が該当します。2022年度後半から導入するとしていました。これは、「若い人の負担の伸びを抑えていくことが目的」と言いますが、現役世代の負担抑制効果は、1人当たり年800円程度にしかならず、しかも事業主折半などもあり月30円程度にしかならないため、現役世代の負担軽減という理屈は当てはまりません。さらに、「医療制度改革関連法」では、育児休業中に社会保険料を免除する対象を、2022年10月から広げることや、国民健康保険に加入する未就学児を対象に、2022年4月から保険料を軽減する措置も盛り込まれています。子育て支援としては良いことではありますが、あたかも高齢者の負担増がなければ子育て支援など若年層への給付の公平性が保てないように仕組むことは本末転倒です。若年層への給付が不十分だったのは高齢者の責任ではありません。真剣に対策を立ててこなかった政府の責任です。高額所得者を含む応能負担など、抜本的な税制改革で財源を確保するとともに、国民目線での予算の組立てが必要であると考えます。

御存知のとおり、75歳以上の高齢者は病気やけがをすることが多く、複数の医療機関を受診することや治療が長期になることも多々あります。また、高齢者の生活状況は、収入の柱である年金も法改正で度々減少したことで、預貯金を取り崩して生活しているのが実情です。生活費補填のために働いている高齢者も多くいます。さらに、新型コロナ

ナウイルス感染症の影響もあって、貧困と格差がより拡大している中で、高齢者の医療機関への受診控えが増加し、必要な時に医療が受けられず、高齢者の命と健康に重大な問題を引き起こす危機感を抱いています。

参院厚生労働委員会での採択では、「窓口負担の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握すること」という附帯決議も明記されているところです。

よって人道的な立場で以下の項目についてお願いいたします。

こういう趣旨に基づいて、請願項目については、「後期高齢者の健康実態及び窓口負担割合の見直しによって、受診に与える影響を調査すること」と、これは本広域連合に対する求めであります。

続きまして、請願第6号でございます。請願人は福岡県社会保障推進協議会、代表者名、田村 昭彦様であります。これについては、先ほどの趣旨とほぼ同じでありまして、窓口負担2倍化に伴う受診に与える影響調査を求めています。この中ではですね、先ほどもありましたように、現役世代の負担軽減というのは、これは実際効果がないということが指摘をされております。なお、請願事項については二つありまして、国に対して、影響調査を実施するように求める意見書を提出してほしい。二つ目が、本連合議会として、影響調査を実施してくれ、この二本立てになっています。

続きまして請願第7号。これも健康実態及び影響についての調査の実施、そして、あわせて、この法律の廃止を、2倍化法の廃止を求める請願であります。この中では、趣旨の真ん中あたりから記載されてありますが、独自に、この公益社団法人 福岡医療団、代表理事 舟越 光彦様ですが、この団体で実施をされた独自の調査に基づいて記載があります。この中では、75歳以上後期高齢者の医療費窓口負担に関するアンケート調査472件では、2割負担になると「困る」「かなり困る」が80.6%、2割負担になることについて「反対」が90.9%だった。さらに最も深刻な回答は、2割負担になった場合、「病院の通院回数を減らす」、これが152件に上ると。さらに「薬を減らす」が57件、「介護サービスを減らす」が27件あったそうです。高齢者への、これ以上の医療負担の増加は、受診抑制を一層深刻化させ、患者の重篤化を引き起こすなど、命に直結する問題であるということをごすね、医療機関として明確に述べておられます。その上で請願項目は二つあります。健康実態及び影響調査を実施して、本広域連合議会、及び国民に知らせることです。そしてもう一つは国に対して、この法律の廃止を求める意見書を採択することです。

最後に請願第8号であります。全日本年金者組合福岡県本部、代表者名は牧 忠孝様であります。これは「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する請願ということになっておりまして、年金者組合ということで、年金で生活しておられる方の年金額が実態としてどうなのかというのをですね、2017年の調査に基づいて、国民年金が5万5000円余、厚生年金は14万円余という、極めて不十分な額だということが示された上で、それから様々な保険料、住民税、こういうものが天引きされることの、苦境が

述べられております。その上でですね、2倍化は許しがたいという趣旨でございまして、この請願事項としては、2倍化の実施時期については慎重に検討して、拙速に走らないよう国に意見を上げてほしいというものであります。

以上4件の請願でございしますが、高齢者の皆さんの切なる思いが詰まった請願であります。ぜひ議員各位には御賛同をお願いして、趣旨説明を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） これらの請願に対する執行部の参考意見を求めます。

齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） それでは、お手元に配付してございます資料に基づいて、請願に対する広域連合の考え方を御説明いたします。

まず、請願第5号です。

高齢者の健康実態調査につきましては、広域連合事務局において、保険医療機関等のレセプト及び健康診査等により一定の実態把握を行っており、データヘルス計画に疾病分類別の医療費の状況等を掲載し、ホームページで公表しております。

窓口負担割合の見直しが受診に与える影響の調査につきましては、参議院厚生労働委員会において、「政府は、法の施行に当たり、受診影響の把握について適切な措置を講ずるべきである」と決議された附帯決議事項であり、法の施行に伴う国民への影響を全国的に調査するのは国の事務だと考えております。47都道府県の広域連合のうち一つの県の広域連合議会による独自調査では、国の事務である法改正や制度の見直し等には結びつかない上、調査結果の有効な活用手段もございません。したがって、調査は国の事務であり、広域連合議会には調査結果の有効な活用手段もないことから、広域連合議会が受診影響調査を実施するのは現実的ではないと考えます。

続きまして、請願第6号でございます。

1つ目の受診影響調査を国に求める意見書の提出についてでございますけれども、参議院厚生労働委員会の附帯決議事項において、参議院は、政府が法律を執行するに当たっての留意事項を示したもので、法的効果はないものの、政治的効果はあるとの考えを示しており、地方議会から意見書を提出するまでもないと考えております。

2つ目の広域連合議会による受診影響調査については、請願第5号で説明しましたとおり、広域連合議会が受診影響調査を実施するのは現実的ではないと考えております。

続きまして、請願第7号でございます。

1つ目の、高齢者の健康実態及び影響調査を広域連合議会が実施し、調査結果を広域連合議会と広く国民に知らせることにつきましては、後期高齢者の健康実態調査は、先ほど請願第5号で説明しましたとおり、広域連合事務局で、健康実態を一定程度把握しており、データヘルス計画に疾病分類別の医療費の状況等を掲載し、ホームページで公表しております。

受診影響調査についても、同じく請願第5号で説明しましたとおり、広域連合議会が

受診影響調査を実施するのは現実的ではないと考えております。

2つ目の、窓口負担割合の見直しに係る法律の廃止を国会に求める意見書の提出につきましては、窓口負担割合の見直しは、先ほど広域連合長からも答弁ございましたけれども、後期高齢者医療制度を支えている若い世代の負担増を抑制し、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う、持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代へ引き継いでいくために必要な制度改革だと、認識しております。

また、廃止を求められている法律は、国会議員による国会審議を経て成立したものであり、議会制民主主義の理念から、法律の廃止を求める意見書の採択は、慎重に判断する必要がありますと考えます。

最後に、請願第8号でございます。

窓口負担割合の見直しの実施時期について慎重に検討し、拙速にはしないよう国に求める意見書の提出についてでございます。法律では、施行に要する準備期間等も考慮され、施行日は、令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日と規定し、政府に委任しております。さらに政府は、長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3千円に収まるような措置も導入しております。この配慮措置は、窓口負担割合の見直しと同時に実施するものであり、配慮措置の実施時期には慎重な検討が必要なことから、窓口負担割合の見直しの実施時期は、法律が委任している政府に委ねるのが望ましいと考えております。

説明は、以上でございます。

○議長（阿部 寛治） これより、採決をいたします。

まず、請願第5号について採決をいたします。

お諮りします。

請願第5号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第6号について、採決をいたします。

お諮りします。

請願第6号について、採択することに賛成の議員の、起立を願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございました。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

請願第7号について、採決をいたします。

お諮りします。

請願第7号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第8号について、採決をいたします。

お諮りします。

請願第8号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

御着席ください。ありがとうございました。賛成少数です。

よって、請願第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

■閉会（午後3時42分）

これをもちまして、令和3年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆さんありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

阿部 寛治

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

林 裕二

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

森山 浩二